

本人の同意なき

一方的な 休日勤務指定は なくなりました!!

会社は4月20日、業務委員会（要員計画）の場で、「今年度も昨年度に引き続き、一律の休日勤務はない」ことを明らかにしました。

一昨年、昨年とコロナ禍において、以前と比較して新幹線利用者は激減、それに伴い列車本数は減便でした。

しかし、コロナ感染者の数が減ってきた昨年末には例年の9割近くまで回復しました。

そして5月8日からコロナも5類に引き下げられ、さらなる訪日外国人をはじめ、新幹線利用者が急増する中において「今年度の一律の休日出勤はありません」と会社は明言したのです。

この間、私たちは会社から本人の同意なき一方的な休日勤務を否応なしに強いられていました。それに抗して裁判で闘いを進めてきました。

裁判での最大の争点は「休日勤務指定日に年休の取り扱いができるのか否か」でした。これまで、私たちは憲法、労基法、労働協約、就業規則等を学習し、法律に基づいて争ってきました。

残念ながら裁判上は昨年9月22日、最高裁で不当判決を言い渡されました。しかし、法廷や他単産の労働者の仲間、世間に対して会社の違法性を明らかにすることができました。

私たちの闘いの成果が具体的に反映された証です！

3月27日、東京地裁にて年休裁判の勝利判決が出ました。

判決では、会社の恒常的な要員不足を指摘されていました。

そして、休日出勤の問題も同様に恒常的な要員不足が原因であることは明らかです。

少数でも、知恵と工夫と職場を正すという信念に基づき活動すれば、現実を変革できます！

職場の皆さん！

共に、一歩ずつ職場にはびこる理不尽な現実を変えて行きましょう！！